

# 警察庁説明資料

平成 27 年 11 月 19 日  
警察庁長官官房給与厚生課

# 犯罪被害給付制度の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

根拠法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)  
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた  
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

## 重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額  
(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

**上限額：120万円**

## 障害給付金

障害給付基礎額  
(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

### 倍数

障害等級1級(常時介護) 2880倍  
14級 50倍

(最高額～最低額)

**3,974.4～18万円**

## 遺族給付金

遺族給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

生計維持関係遺族  
0人 1000倍  
4人 2450倍

(最高額～最低額)  
**2,964.5～320万円**

※ 死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額及び休業損害を考慮した額を加算

**上限額：120万円**

### 被害者本人

重傷病：加療1か月以上、かつ、3日以上の入院(3日以上労務に服することができない程度の精神疾患)

### 被害者本人

### 遺族(順位は番号順)

- ①配偶者、(生計維持関係のある)②子、
- ③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、  
(生計維持関係のない)②子、③父母、  
④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

申請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支給制限

### 【原則として】

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除外期間

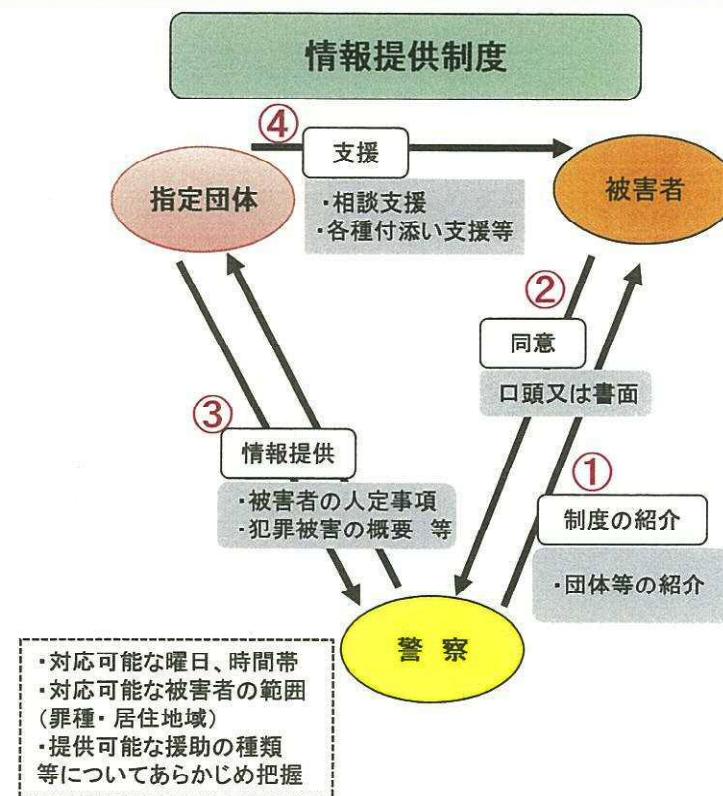
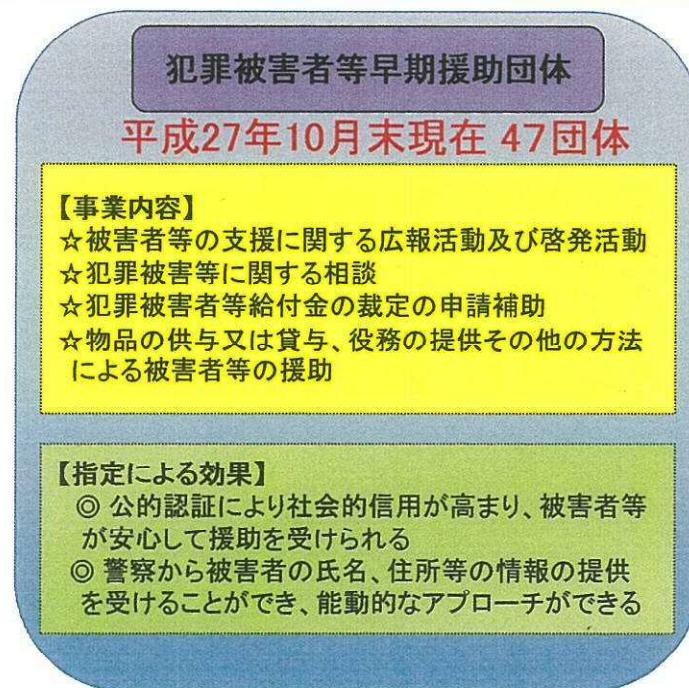
申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

## 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定



# 警察による 犯罪被害者支援

警察庁

犯罪被害者支援室

# 警察による犯罪被害者支援

## 目次

1. 犯罪被害者の現状	1
● 犯罪被害者の抱える様々な問題	
● 犯罪被害による心身への影響	
2. 犯罪被害者支援の経緯	3
● 犯罪被害者支援の経緯	
● 國際的な潮流	
● 犯罪被害者支援の必要性と取組	
3. 犯罪被害者支援のための具体的施策	
① 犯罪被害者への情報提供	6
● 被害者の手引の作成・配布	
● 被害者連絡制度	
● 地域警察官による犯罪被害者訪問・連絡活動	
② 相談・カウンセリング体制の整備	8
● 各種相談窓口の設置	
● カウンセリング体制の整備	
● 安心な社会を創るために匿名通報ダイヤル	
③ 犯罪被害給付制度	9
● 対象となる犯罪被害	
● 紙付金の種類と額	
④ 捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減	14
● 捜査一般	
● 施設等の整備・改善	
● 指定被害者支援要員制度	
⑤ 犯罪被害者の安全の確保	16
4. 各分野における施策	
① 性犯罪被害者への対応	17
● 性犯罪捜査指導官等の設置	
● 女性警察官による捜査	
● 性犯罪被害相談窓口の設置	
● 証拠採取における配慮	
● 緊急避妊等の経費負担	
● 交番における女性の安全対策の推進	
● 鉄道警察隊における女性の安全対策の推進	
② 被害少年の保護	21
〈被害少年への支援活動〉	
● 専門職員等による継続的な支援活動	
● 少年相談窓口の充実	
● 少年サポートセンター	
〈児童虐待への対応〉	
③ 暴力団犯罪の被害者への対応	24
● 被害者支援の現状	
● 損害賠償請求制度について～被害者側の立証負担の軽減	
● 都道府県センターとの連携	
④ 交通事故被害者への対応	25
● 交通事故被害者の現状	
● 交通事故被害者からの相談への対応	
● 交通事故被害者への情報提供	
● 都道府県交通安全活動推進センター	
● 事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	
● 交通事故事件捜査における二次的被害の防止	
⑤ 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応	27
● 被害者の意思決定支援手続	
● 危険性判断チェック票	
● 関係機関・団体との連携	
⑥ 公益財團法人犯罪被害救援基金	29
● 全国被害者支援ネットワーク	
● 各都道府県の民間被害者支援団体(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)	
● 犯罪被害者等早期援助団体	
● 警察と関係機関・団体などとのネットワークの構築	
● 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成への取組	
● 犯罪被害者支援のその他の取組	
6. 被害相談電話一覧表	32

# 1. 犯罪被害者の現状

## 犯罪被害者の抱える様々な問題

犯罪被害者(ご遺族を含む。)は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

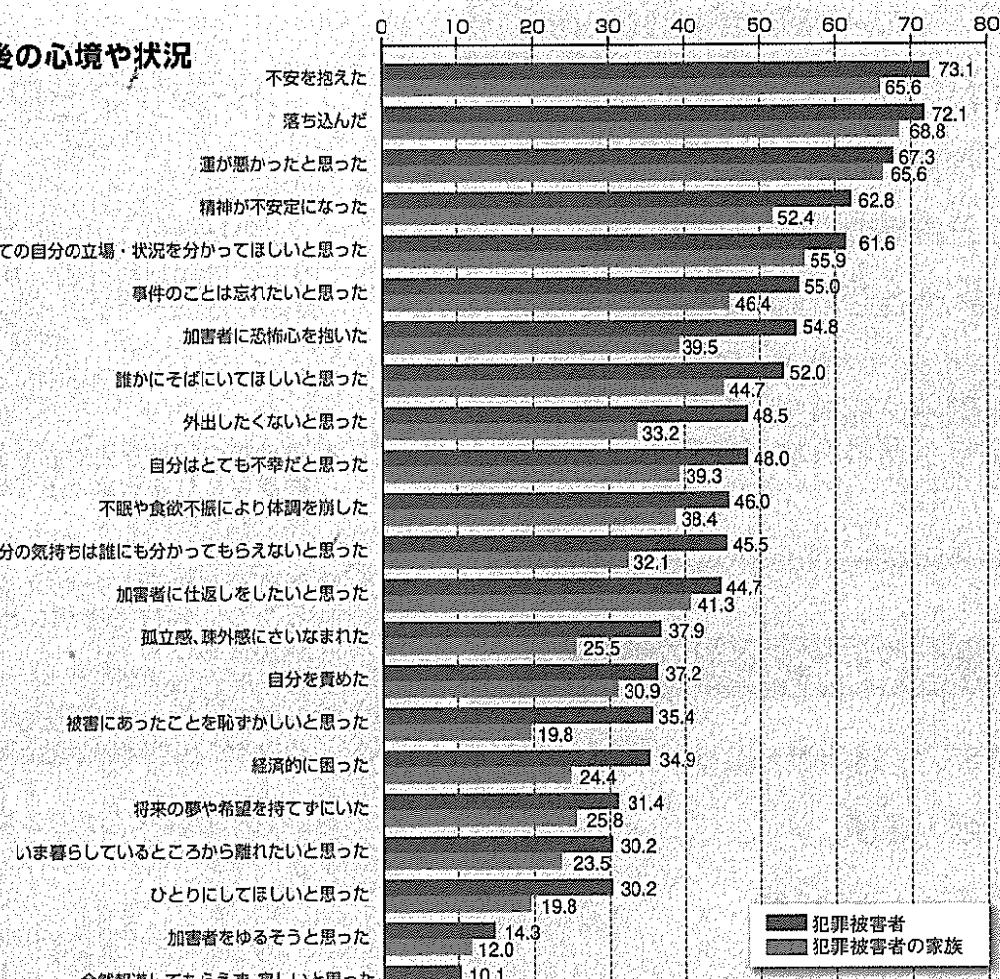
犯罪被害者の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。

先の地下鉄サリン事件の被害者や阪神淡路大震災の被災者が様々なトラウマやPTSDの症状を訴えたことにより、精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、犯罪被害者やその家族の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの犯罪被害者やその家族が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

### ● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

## 犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

犯罪被害者的心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また、同一人であっても時間の経過や環境の変化により一定ではありません。

周りの人たちは、このような犯罪被害者の変調を理解して接し、犯罪被害者を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。犯罪被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

## 心理面への影響

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く

## 身体面への影響

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振

被害による心身への影響の具体例には、

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
  - 事件が起きたのは自分が全て悪いからだと思い込み、自分を責める
  - 何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない
  - 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る
  - 特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる
  - 亡くなった事実が受け入れられず、故人のことが頭から離れない
  - 子供が親の後をいつもついてきて離れない
- などがみられます。

## トラウマとPTSD

トラウマ（trauma：心的外傷）とは、犯罪や事故による被害、自然災害などの生死にかかわるような大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。

- また、トラウマを受けた人が、
- 事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その夢を見たりするなど、そのときの苦痛を繰り返し体験する
  - 事件等に関連した考え方や気持ちを回避したり、事件等を思い出させる場所や状況を避ける
  - 事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする
  - いつもびくびくしたり、物事に集中できなかったりする
- などの精神的、身体的症状を1か月以上呈した場合にPTSD（Posttraumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）と診断されることがあります。

## 2. 犯罪被害者支援の経緯

### 犯罪被害者支援の経緯

三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、我が国における犯罪被害者への経済的援助が始まりました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって強く指摘され、これを重要な契機として更なる犯罪被害者支援のための検討が始まりました。

### 国際的な潮流

国際的にも、人権意識の高まりを背景に、犯罪により身体的・精神的に被害を受けた犯罪被害者に対して、国家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高まっています。

1985年(昭和60年)、国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。その中では、

被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること

被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること

被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと

各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

などが提言されています。また、欧米諸国等では、犯罪被害者支援のための様々なシステム整備が進められており、犯罪被害者支援は国際的な潮流ともなっています。

### 被害者の声

犯罪被害給付制度発足10周年記念  
シンポジウム(平成3年)における  
大久保恵美子さんの発言(要約)

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数か月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探ししましたけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならないのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う道が何もない。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るために同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありました。それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないうまく立ち直りていけません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。

## 犯罪被害者支援の必要性と取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めています。

警察庁では、平成8年2月、各種施策を総合的に推進するに当たっての基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定しました。さらに、同年5月には、長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室(平成20年7月、「犯罪被害者支援室」に改称)を設置し、各種施策の企画・調査のほか、全般的な取りまとめを行っています。

平成11年6月には、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続などを定めた犯罪捜査規範を改正し、犯罪被害者に対する配慮、情報提供、犯罪被害者の保護等に関する規定を整備しました。

平成13年4月には、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、警察本部長等が行う犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、犯罪被害者に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないこととされました。また、国家公安委員会では、その適切かつ有効な実施を図るために、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示第5号)を定め、平成14年4月1日から施行されました。

平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が成立し、平成17年4月に施行されました。この法律では、犯罪被害者等に関する基本理念を定めており、国においては総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定すること、地方公共団体はこれを踏まえて、地域の状況に応じた適切な施策を実施することなどが盛り込まれました。

### ● 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の改正概要(平成20年7月1日施行)

#### 犯罪被害給付制度の拡充

##### 遺族給付金

- 被扶養家族である遺族について重点的引上げ
- 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
- 扶養家族の数など負担の大きさに配慮

##### 障害給付金

- 重度後遺障害者について重点的引上げ
- 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
- 平均収入が低い若年層の給付水準が不當に低額とならないよう配慮

##### 重傷病給付金

- 重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を考慮した給付(自賠責の上限を参考)

#### 民間団体の活動の促進

- 民間団体全体の全般的な事業水準の向上と均質性の確保
- 民間団体やその全般的な傘下団体への援助

#### 広報啓発活動の推進

- 広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要

#### 法律の題名及び目的規定の改正

- 法改正による支援内容の拡充を反映した題名
- 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚

政府においては、この法律に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定しました。計画の中では、犯罪被害者等に対して講じていく具体的な施策が盛り込まれました。また、計画に基づいて、内閣府(犯罪被害者等施策推進室)を中心に警察庁を含めた関係省庁や有識者等により構成される3つの検討会(「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」)において、具体的な検討が進められ、平成19年11月に「最終とりまとめ」が決定されました。

この「最終とりまとめ」等を踏まえ、平成20年4月には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改正する法律が成立し、関係の政令等の改正もなされました。これは、犯罪被害給付制度を拡充するとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体の自主的な活動の促進、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の推進等を内容とするものであり、平成20年7月1日から施行されました。国家公安委員会では、警察本部長等が行う犯罪被害者等に対する援助及び民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための措置について、適切かつ有効な実施を図るため、「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年国家公安委員会告示第25号)を定め、平成20年10月31日から施行されました。

平成23年3月には、犯罪被害者等基本法に基づき、計画期間を平成27年度末までの5か年とする「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、精神的・経済的支援の充実を図る取組などが盛り込まれました。警察庁では、この計画の閣議決定を受け、被害者対策要綱を見直し、警察において特に講すべき施策の具体的な推進要領を示した「犯罪被害者支援要綱」を制定しました。これを受けた各都道府県警察では、引き続き組織を挙げて犯罪被害者支援に取り組んでいます。

#### 生計維持関係にある遺族に対する引上げ

1,573.0万円～416.0万円	→	2,964.5万円～872.1万円
【例】45歳・生計維持関係遺族4名の場合 1,508万円～559万円	→	2,842万円～1,960万円

#### 重度後遺障害者(障害等級1～3級)に対する引上げ

1,849.2万円～378.0万円	→	3,974.4万円～1,056.0万円
【例】20歳未満・常時介護1級の場合 710.2万円～482.4万円	→	2,188.8万円

#### 医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算(120万円を上限)

- ・ 都道府県公安委員会による民間被害者等支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等(その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。)
- ・ 国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等

- ・ 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

- ・ 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
- ・ 目的に「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加

## ● 犯罪被害者支援の経緯

年月日	出来事
昭和49年 8月30日	三菱重工ビル爆破事件 * 同事件をめぐり「犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56年1月1日施行)
56年 5月21日	財団法人犯罪被害救援基金設立
60年 8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」(～9月6日) * 同会議において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
平成 2年11月17日	日本被害者学会設立
3年10月 3日	犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 * 同シンポジウムにおいて被害者の精神的援助の必要性が指摘される。
4年 3月10日 4月	「犯罪被害者相談室」(東京)設立 犯罪被害者実態調査研究会による調査(7年3月報告書提出) * 10周年記念シンポジウムでの指摘を受け、犯罪被害救援基金の委託研究として、犯罪被害者実態調査研究会(代表:慶應大学教授(当時)宮澤浩一)により実施された日本で初めての本格的な被害者の実態研究。これにより、警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供のニーズ等が指摘される。
7年 3月20日 6月	地下鉄サリン事件 * 同事件をめぐり被害者が受けた精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。 「警察の被害者対策に関する研究会」による研究(～12月) * 警察の被害者対策の在り方についての研究。これを参考として、警察庁が被害者対策に係る基本方針を策定。
8年 2月 1日 5月11日	警察庁において「被害者対策要綱」を策定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室設置
10年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11年 5月15日 5月26日 6月18日 11月11日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11月1日施行) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則公布・施行 政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置
12年 5月19日 5月24日 5月24日 12月 6日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律」)公布 児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行) 少年法等の一部を改正する法律公布(13年4月1日施行)
13年 4月13日 4月13日 11月19日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立20周年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
14年 1月31日	警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針告示(4月1日施行) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則公布(4月1日施行)
15年 3月18日 10月 3日	犯罪被害者対策国際シンポジウム 2003開催 「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施
16年12月 8日	犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)
17年12月27日	犯罪被害者等基本計画 開議決定
18年 4月 1日 4月	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令施行 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会(～19年11月)
19年 6月27日 11月	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会「最終取りまとめ」決定
20年 4月18日 6月18日 7月 1日 10月31日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月1日施行) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布(12月18日施行) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に改称 犯罪被害者等の支援に関する指針告示
21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)
23年 3月25日 7月 7日 7月15日 9月30日	第2次犯罪被害者等基本計画 開議決定 警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定 全国警察に通達 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行) 民間被害者支援20年、犯罪被害救援基金・犯罪被害給付制度30年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
25年 6月12日 7月 3日 7月 3日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12月1日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(26年1月3日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行)
26年 10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(11月1日施行)
27年 9月11日	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律公布(28年4月1日施行) * 内閣府が担っている犯罪被害者支援に関する業務を国家公安委員会に移管。

# 3. 犯罪被害者支援のための具体的施策

## ① 犯罪被害者への情報提供

### 被害者の手引の作成・配布

犯罪被害者にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続に関することは、あまりなじみのないものであり、このような情報は早期に、かつ、包括的に提供される必要があります。都道府県警察においては、刑事手続の概要、捜査への協力のお願い、犯罪被害者が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成しています。

「被害者の手引」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として、被害者から事情聴取を行った捜査員等から配布され、その際、「被害者の手引」の内容について説明がなされます。

「被害者の手引」には、

刑事手続の概要と捜査への協力のお願い

被害者等に対する支援要員制度

刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

裁判で利用できる制度

安全の確保に関する制度

経済的支援や各種支援・福祉制度

精神的被害者の支援

各種相談機関・窓口

に関する内容が盛り込まれており、このほか、交通事故の被害者やご遺族に対して配布する手引には、

自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度や自動車損害賠償保障事業等についての情報

が盛り込まれています。

さらに、外国人の被害者のために、英語を始めとする各種外国語版の手引も各都道府県警察の実情に応じて作成されています。



被害者の手引



交通事故・事件用



各種外国語版の手引

## 被害者連絡制度

捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどに関する情報は、犯罪被害者にとって、非常に関心の高いものです。特に、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件捜査への関心も高いことから、警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はそのご遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を設けています。

なお、検察庁においても、被害者や参考人の方などに對し、事件の処分の結果、裁判の結果などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

### ● 被害者連絡の対象

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

### ● 被害者連絡の内容

刑事手続や犯罪被害者のための制度

捜査状況(被疑者検挙まで)

被疑者の検挙状況 \*注1)

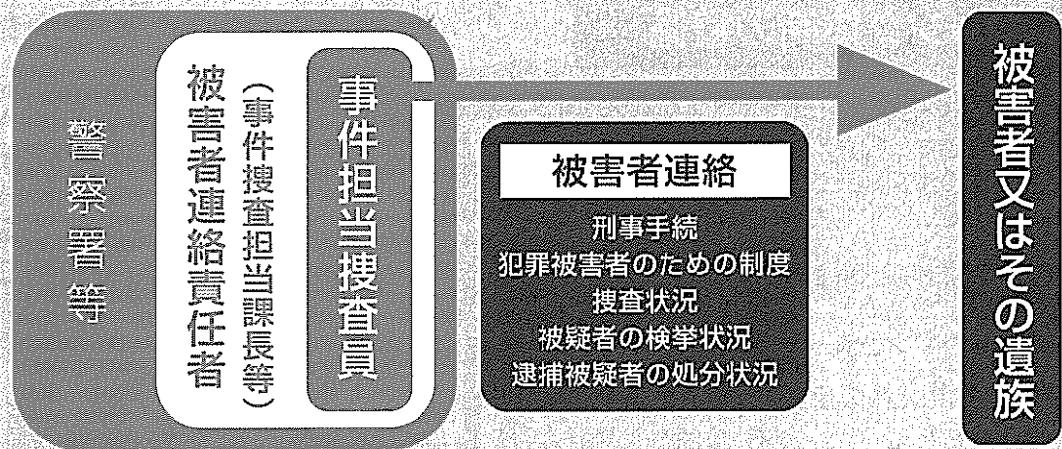
逮捕被疑者の処分状況 \*注2)

\*注1) 被疑者を検挙したことや被疑者の氏名、年齢などを連絡します。  
なお、被疑者が少年の場合は、少年の健全育成の観点から、その保護者の氏名などを連絡する場合があります。

\*注2) 事件送致先検察庁、処分結果(起訴、不起訴等)、公訴を提起した裁判所などを連絡します。  
なお、被疑者を逮捕せずに事件を送致した場合は、事件送致先検察庁のみの連絡となります。

なお、事件のことを思い出したくないため、情報提供を望まない被害者もいることから、被害者連絡は、あくまでも被害者の意向をくんで行っています。

### ● 被害者連絡制度の概要



### 3. 犯罪被害者支援のための具体的施策

#### ① 犯罪被害者への情報提供

##### 地域警察官による犯罪被害者訪問・連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問・連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

警察に対する要望等の聴取

被害者からの相談への対応

などを行っています。また、犯罪被害者の要望を受け、周辺のパトロールや女性警察官による訪問・連絡活動を行っています。

#### ② 相談・カウンセリング体制の整備

##### 各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置しています。電話による相談についても、全国統一番号の相談専用電話「#9110番」を設置しており、警察総合相談室につながるようになっています。また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。

##### カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携

などにより、犯罪被害者ための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員（少年補導職員）が部外専門家等の助言を受けながら、カウンセリングを実施しています。

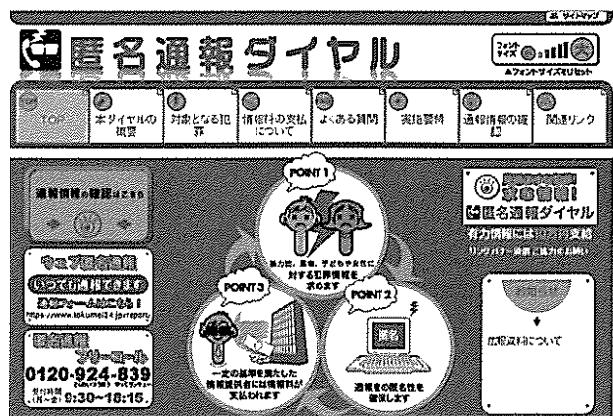


犯罪被害者に対応するカウンセラー

##### 安心な社会を創るためにの匿名通報ダイヤル

平成19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用しています。

現在は、暴力団が関与する犯罪、犯罪インフラ事犯、薬物・拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯などを通報対象事案として、犯人の検挙や被害者の早期保護に役立てています。



匿名通報ダイヤル 0120-924-839

ウェブサイト <http://www.tokumei24.jp>  
(スマートフォン対応可)

## ③ 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族（第一順位の遺族）や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

この制度は、通り魔殺人事件被害者のご遺族、犯罪被害者学の研究者、弁護士会等から公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）などを契機として、国会、マスコミなどで大きく論議されたことにより、犯罪被害者補償制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な気運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされ、平成13年7月1日から「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が施行されました。

平成16年12月には、犯罪被害者の権利利益の保護が明記された犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定されましたが、この計画を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限を緩和するための規則改正がなされ、それぞれ平成18年4月1日から施行されました。

## ● 犯罪被害給付制度の運用状況

(昭和56〔制度施行〕～平成26年度)

区分	年度別												
	15年以前	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	累計
申請に係る被害者数(人) (申請件数(件))	4,645 (7,117)	458 (621)	465 (608)	491 (649)	448 (574)	462 (565)	589 (719)	585 (718)	652 (810)	619 (729)	558 (645)	531 (623)	10,503 (14,378)
支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	4,106 (6,502)	448 (597)	394 (520)	435 (583)	407 (546)	388 (510)	538 (656)	534 (641)	663 (835)	517 (621)	516 (597)	503 (591)	9,449 (13,199)
不支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	257 (359)	17 (20)	18 (21)	23 (27)	38 (42)	19 (22)	28 (31)	29 (32)	52 (61)	56 (69)	55 (65)	56 (64)	648 (813)
【合計】裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	4,363 (6,861)	465 (617)	412 (541)	458 (610)	445 (588)	407 (532)	566 (687)	563 (673)	715 (896)	573 (690)	571 (662)	559 (655)	10,097 (14,012)
裁定金額(百万円)	14,554	1,247	1,133	1,272	932	907	1,277	1,311	2,065	1,509	1,233	1,243	28,682

このほか、基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」の「最終とりまとめ」を踏まえ、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った方）に対する障害給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るため、法律、政令等の改正がなされ、平成20年7月1日から施行されました。

さらに、暴力団排除の取組や配偶者からの暴力事案の被害者が置かれている実情に対する社会的関心の高まり等を踏まえ、犯罪被害者が暴力組織に属していた場合には原則として不支給とするとともに、配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和するための規則改正がなされ、平成21年10月1日から施行されました。また、障害等級のうち、外貌醜状の等級を見直す規則改正がなされ、平成23年7月15日から施行され、平成26年1月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が取りまとめた提言等を踏まえ、親族間犯罪にかかる減額・不支給事由を見直す規則改正がなされ、同年11月1日から施行されました。

## 対象となる犯罪被害

本制度による給付金の支給の対象となる犯罪被害は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心神喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。

## 〔犯罪被害給付制度の概要〕

### 犯罪被害者等給付金

#### ○ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

#### ○ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

#### ○ 給付金の支給が受けられる 犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

#### ○ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

#### ○ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

#### ○ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

#### ○ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付金が支給されます。

### 給付金の種類と額

給付金には、死亡した犯罪被害者のご遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢

や勤労による収入額などに基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること(犯罪被害に起因するPTSDなどの精神疾患の場合には、その症状の程度が、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度の場合には、入院期間がなくても対象となります。)が必要で、給付金の支給対象期間は1年を限度としています。

## 遺族給付金

### 支給額（最高額～最低額）

一定の生計維持関係遺族がいる場合

2,964.5万円～872.1万円

それ以外の場合

1,210万円～320万円

(第一順位の遺族が二人以上いるときは、  
その人数で除した額)

### ○支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

### ○支給を受けられる遺族の範囲と順位

1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)

2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3 2に該当しない犯罪被害者の

⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

### ○犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、

その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額を加算した給付金が支給されます。

## 重傷病給付金

### 支給額（上限額：120万円）

(負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額)

### ○支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病、精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者本人

## 障害給付金

### 支給額（最高額～最低額）

重度の障害（障害等級第1級～第3級）  
が残った場合

3,974.4万円～1,056万円

それ以外の場合

1,269.6万円～18万円

### ○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

### ○障害とは、

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されて支給されます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

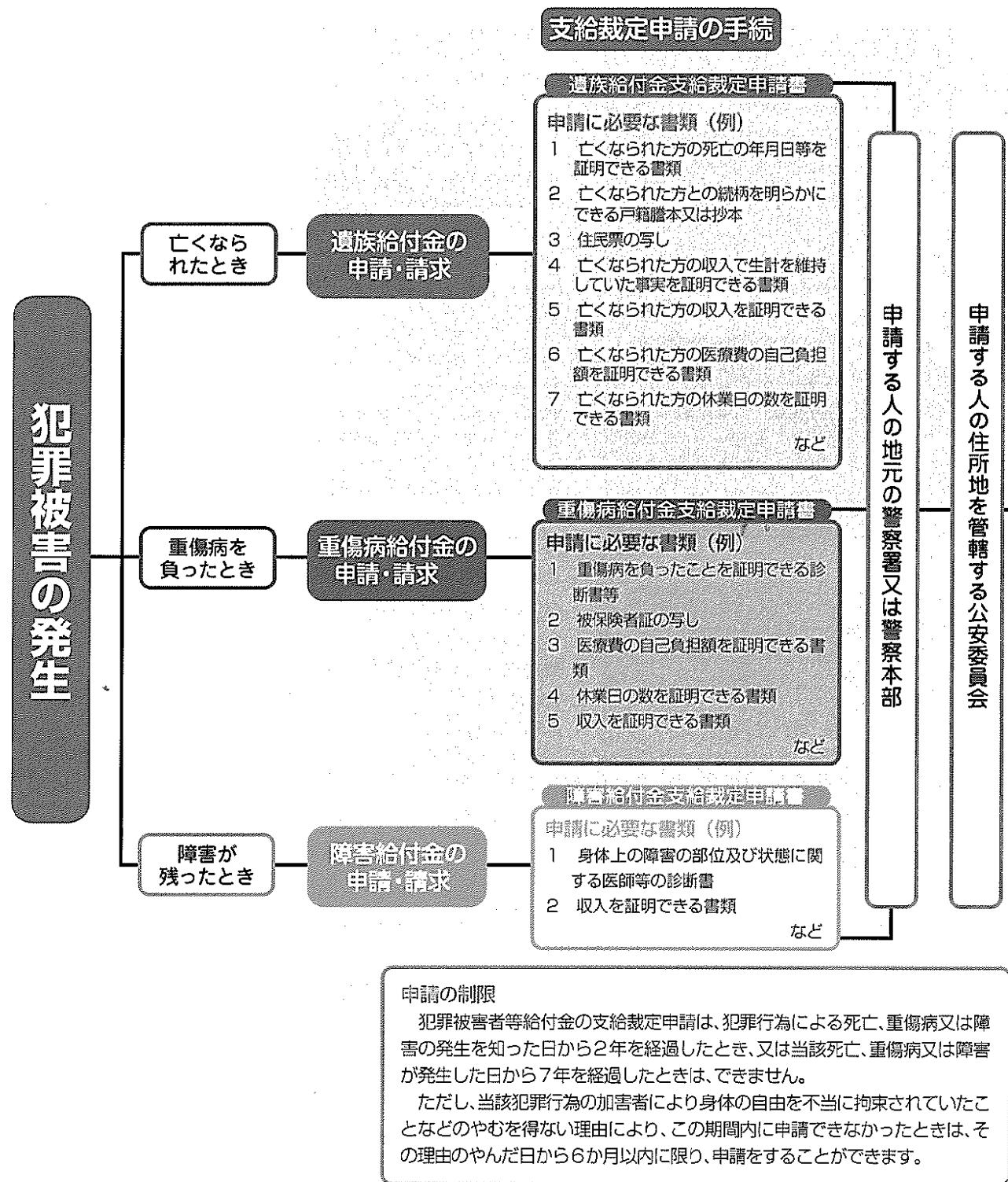
犯罪被害の原因が犯罪被害者にあるような場合

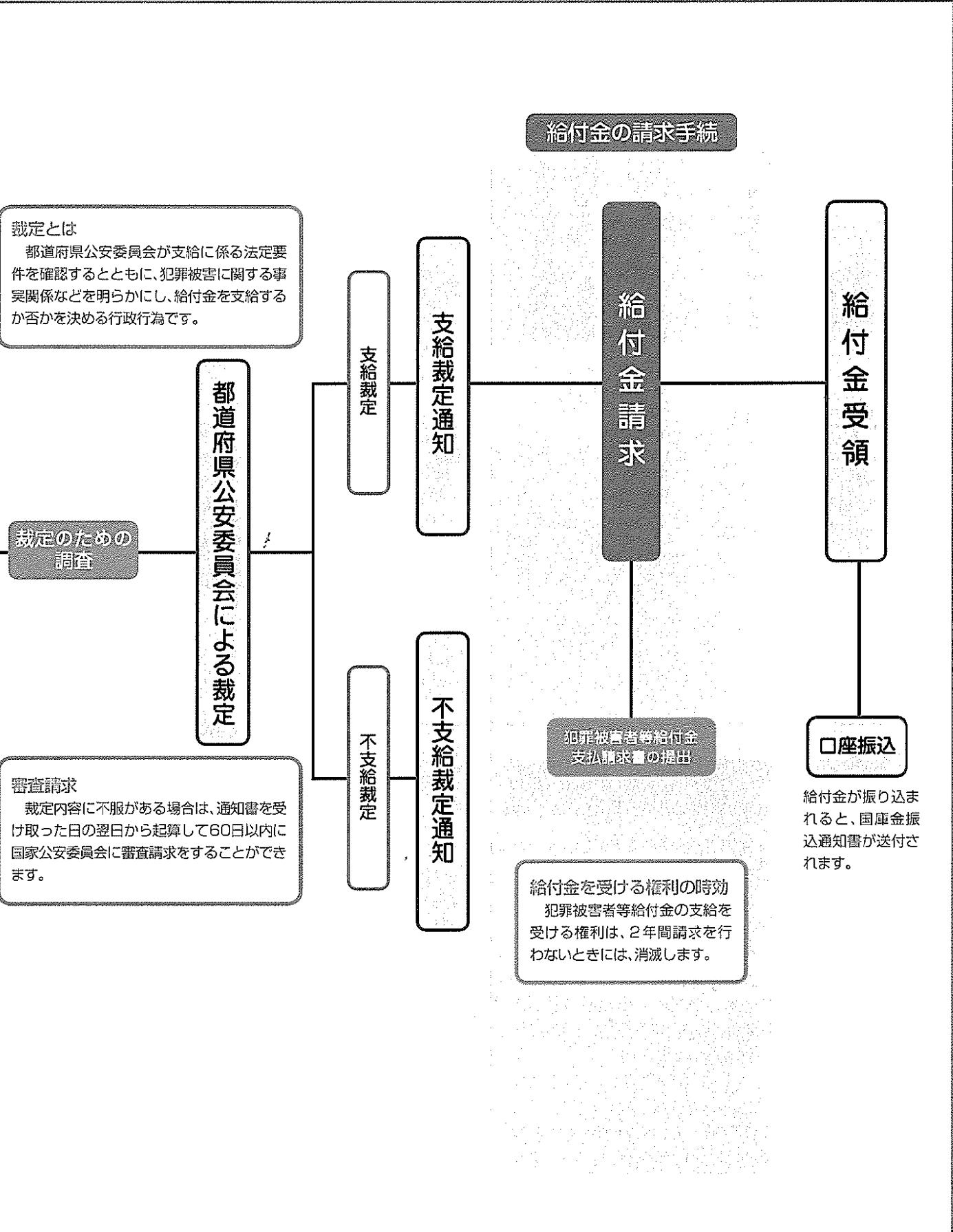
労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合

については、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

親族の間で行われた犯罪

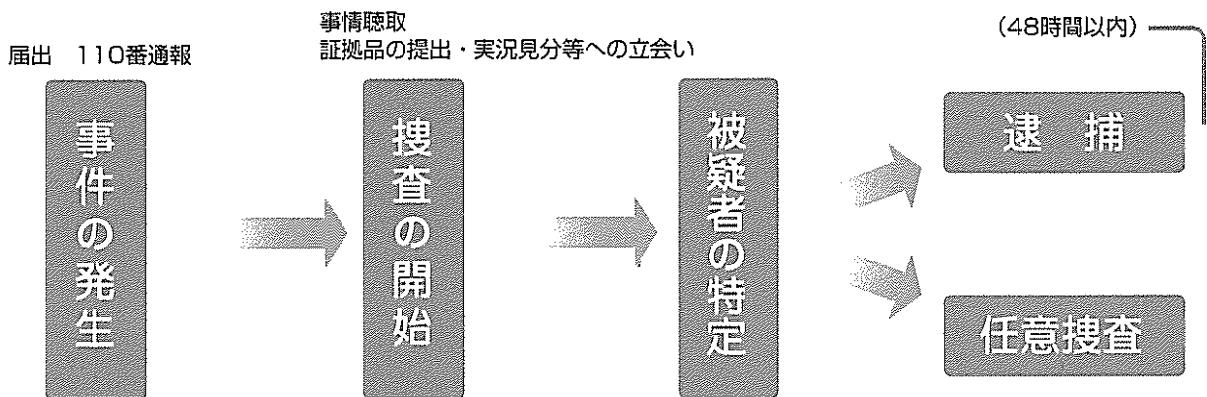
## (犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ)





## ④ 捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減

### (刑事手続の流れ)



#### ◆ 犯罪被害者の方へのお願い

事件が発生してから、判決までの流れは上の図のとおりですが、被疑者を逮捕し、厳しく処罰する上で、犯罪被害者の方には、右に説明するようなご協力をいただくことになります。

#### 事情聴取

●事件の状況や被疑者的人相などについてお聞きします。  
犯罪被害者の方にとっては、思い出したくないことやつらいこともあるかもしれません、被疑者を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします。

#### 証拠品の提出

●事件のときに着ていた衣類や持ち物などを証拠品として提出していただくことがあります。  
提出していただいた物は、証拠品として保管する必要がなくなれば、お返しします。

#### 実況見分等への立会い

●事件に遭った状況などを明らかにするために行います。  
犯罪被害者の方には、被害状況の確認のため、立ち会っていただくことがあります。

### 捜査一般

捜査過程における捜査官の言葉や行動が犯罪被害者の心理状況に及ぼす影響は大きいものです。そこで、犯罪被害者が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けないよう、犯罪被害者に接する際には、警察ではできる限りの配慮をするよう努めています。

被害届の受理に当たっては、犯罪被害者の気持ちに配慮した方法により事情聴取が行われ、被害届の受理に関連して犯罪被害者からの各種相談を受けた場合は、その内容に応じて適切な処理がとられています。

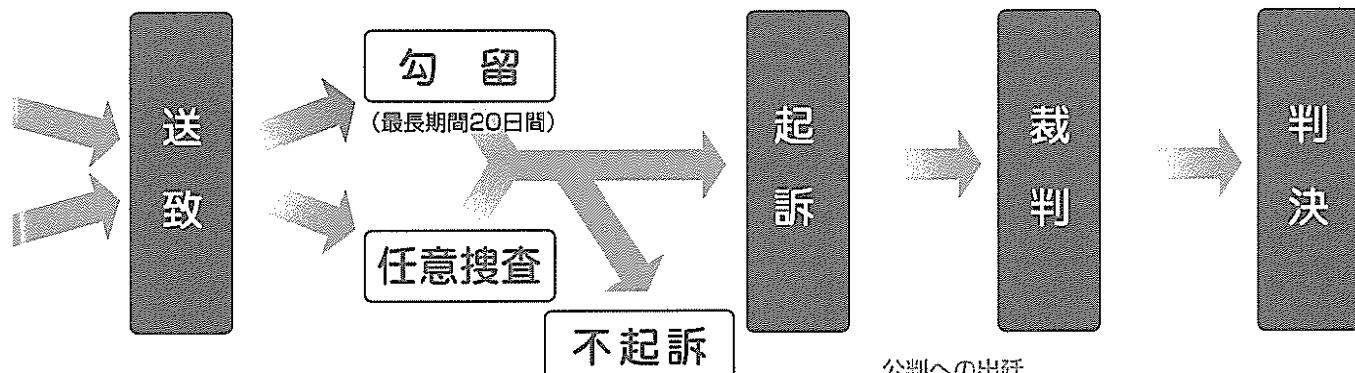
また、犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対する精神的、経済的な負担を緩和するために、司法解剖後のご遺体のご遺族宅等への搬送や修復に要する費用を負担する制度を各都道府県警察において進めています。

このほか、犯罪被害者の自宅に急行する場合においても、性犯罪被害者など、パトカーが自宅に来ることを犯罪被害者が望まないような場合には、できる限り私服の警察官が目立たない車両で赴くようにしています。

特に、性犯罪、少年被害にかかる犯罪等、犯罪被害者ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、犯罪被害者が周囲の好奇の目にさらされないように、犯罪被害者のプライバシーに配慮がなされています。

さらに、犯罪被害者の協力が必要な事情聴取、実況見分等においては、その都合ができるだけ考慮して日時を選定するなど、犯罪被害者等の心情、便宜に配意した捜査を行っています。

●検察官が被疑者を裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」といいます。



#### 公判への出廷

●被疑者が起訴されると、裁判所で裁判が始まります。裁判では、証人として出廷していただくことがあります。

平成20年4月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、  
 ①犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設(犯罪被害者等が、一定の要件の下で、公判期日に出席し、被告人に対する質問などを行うなど、刑事裁判に直接参加することを可能とする制度)  
 ②刑事裁判手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設  
 ③犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設  
 ④公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大

についての法整備が行われました(①及び③については、平成20年12月1日から、②及び④については、平成19年12月26日から施行されています。)。

平成25年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」により、公判期日等に出席した被害者参加人に對し日本司法支援センターが旅費等を支給する制度が創設されたほか、国費で弁護士の援助を受けることのできる被害者参加人の資力要件が緩和されました(いずれも平成25年12月1日から施行されています)。

#### 施設等の整備・改善

犯罪被害者の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、犯罪被害者が安心して事情聴取に応じられるようにするために施設の改善に努めています。

また、犯罪被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ、犯罪被害者のプライバシー保護などに配意しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式犯罪被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用しています。



被害者支援用車両内



相談室

#### ④ 捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減

##### 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、各種被害者支援活動を推進する「指定被害者支援要員制度」が、各都道府県警察で導入されています。



支援要員による病院の付添い

#### ⑤ 犯罪被害者の安全の確保



緊急通報装置の貸出し

犯罪被害者は、加害者から再び危害を加えられるのではないかという不安を持っています。特に暴力団の犯罪被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょし、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。

犯罪被害者が警察に安心して届出ができるようになるためには、このような不安を解消し、犯罪被害者が加

##### 対象事件

- 殺人、傷害、強姦等の身体犯
- ひき逃げ事件、交通死亡事故
- その他必要と認められる事件

##### 任 務

###### ● 付添い

- ・医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
- ・実況見分の立会い
- ・自宅等への送迎

###### ● ヒアリング

- ・心配事の相談受理
- ・事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助

###### ● 説明

- ・「被害者の手引」の交付
- ・刑事手続等の説明
- ・家族、会社、学校等に対する説明

###### ● 定期的な被害者連絡

###### ● 民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介

害者から再び危害を加えられないようにすることが警察に求められています。

そこで警察では、犯罪被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、犯罪被害者への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

##### 再被害防止要綱

警察では、犯罪被害者、その親族及び関係者が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止要綱」を制定し、これに基づく措置を実施しています。

この要綱では、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定すること、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等を行うこと、法務関係機関との連携を強化することなどについて定めています。

# 4. 各分野における施策

## ① 性犯罪被害者への対応

強姦、強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。このため、警察では、従来から殺人、強盗等と並んで性犯罪を重要犯罪として捉え、その捜査に力を入れてきました。

しかし、性犯罪の被害者は、精神的なショック、羞恥心から、警察に対する被害申告をためらうことも多く、また、捜査の過程において、被害者に精神的負担を与えることが、被害を潜在化させるとともに、ひいてはこうした潜在化が同様な被害を拡大させる要因ともなりかねません。加えて、性犯罪を犯した者は、再び類似の事件を起こす傾向が強く、場合によっては更に重大な事件を敢行する危険性をはらんでいます。

そこで、警察では、被害者の精神的負担の軽減、性犯罪の被害の潜在化の防止を図るため、次のような各種施策を推進しています。

### 女性警察官による捜査

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、被害者の望む性別の警察官によって対応することが必要です。

このため、各都道府県警察では、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を進めるとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪捜査員として女性警察官を指定しています。

これらの女性警察官は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取、証拠品の受領、病院などへの付添い、捜査状況の連絡など、性犯罪の被害者にかかる様々な業務に従事しています。

### 性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察では、警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況の集約、専門捜査官の育成などを実行しています。

### 性犯罪被害相談窓口の設置

各都道府県警察では、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害 110 番」などの相談電話や性犯罪被害に関する相談に応じる窓口を設置し、女性警察官等が相談に応じています。



性犯罪捜査員の指定書交付式

性犯罪被害 110 番  
078-351-0110  
レディースサポートライン  
月～金 AM9:00～PM6:00

女性警察官  
が、応対します。

あなたのお気持を理解します。

電話して…よかったです。

性犯罪被害 110 番  
078-351-0110  
レディースサポートライン  
月～金 AM9:00～PM6:00

女性警察官  
が、応対します。

あなたのお気持を理解します。

電話して…よかったです。

## ① 性犯罪被害者への対応

### 証拠採取における配慮

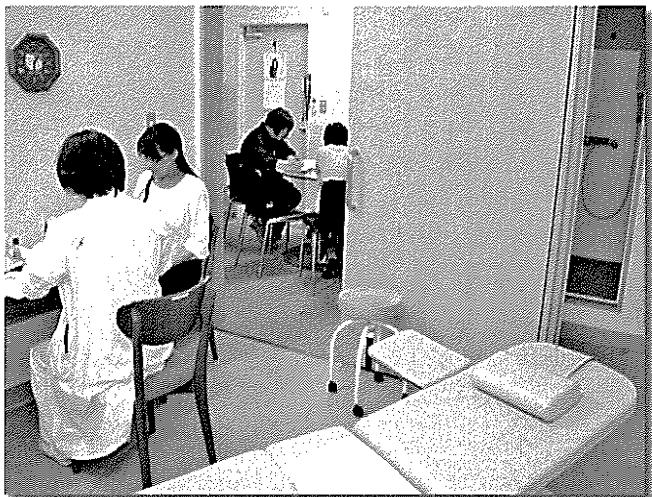
性犯罪の被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがあります。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担をかけずに採取を行えるよう、採取要領を定めたほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替えなどを整備しています。

また、被害状況の確認をする必要がある場合にはダミー人形を用いるなど、事件の再現により被害者が感じる精神的負担の軽減を図っています。

さらに、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療を行うほか、証拠採取や女性医師による診断などを行

うため、産婦人科医師会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。



女性医師による診断

## 性犯罪の被害に遭われた方へ

北海道警察本部刑事部捜査第一課  
性犯罪被害110番



私は現在、捜査第一課で性犯罪担当をしており、性犯罪被害者専用の相談電話「性犯罪被害110番」で性犯罪に関する相談を受けています。

性犯罪被害に遭われた相談者の中には

「被害を誰かに知られるのが恥ずかしい。」「警察に言うとどのような扱いをされるか不安。」「私が悪いと言われるかもしれない。」と誰にも打ち明けられずに悩んでいる方、「話をしたら当時のことを思い出して、

またつらい思いをする。」と届出を躊躇している方、「娘の様子が変だから話しを聞いたところ、被害に遭っていることが分かりどうしたら良いか分からない。」と家族で悩んでいる方など様々です。

そんな不安を抱えながら電話してくれた方の負担が少しでも軽減されるように、捜査手続の説明やカウンセリングの説明、他機関の紹介など、相談者が必要とされる情報を分かりやすく丁寧に説明するように心掛けています。

性犯罪被害に遭われ、今の状況を変えたい方、事件としての届出を迷っている方、不安を抱えて悩んでいる方は、性犯罪被害者専用の相談電話に電話してくだされば、一緒に考え、一緒に悩みながら新たな道が見えてくるかもしれませんし、心身のケアに関する支援を受けられる方法などを紹介できるかもしれません。

とてもつらく勇気のいることでしょうが、前に進むには一歩を踏み出すことが必要と信じています。

私たちは、その補助役として、相談してくれた方に「話をして良かった。」

「刑事さんが一緒に聞いてくれたから頑張れた。」

「これからは前向きに生活していくぞ。」  
と思っていただけるよう、一緒に高い力添えをしていきたいと考えています。

## 緊急避妊等の経費負担

性犯罪に遭われた方の負担の軽減を図ることを目的として、その被害にかかる初診料、診断書料、緊急避妊費用などについて、その費用を公費により負担する制度を各都道府県警察において運用しています。また、これにより、被害申告を受けるなどして、潜在化している同種事案の拡大防止も図っています。

## 交番における女性の安全対策の推進

性犯罪の被害に遭いやすく、これに対する不安感の強い一人暮らしの女性等の安全対策を推進するため、地域の特性、犯罪発生状況等を勘案して交番に女性警察官を配置し、女性警察官が来訪、電話等による女性からの相談や被害の届出への対応を行うほか、相談者の要望に応じてパトロール、家庭訪問などを行っています。

また、交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮したコミュニティルーム、休憩室、相談室等を設置するなど、女性が安心して相談できる環境の整備に努めています。



相談者に対応する女性警察官

## 鉄道警察隊における女性の安全対策の推進

鉄道警察隊においては、女性警察官の配置、交番に配置された女性警察官との連携等を実施し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての女性からの相談、被害の届出に適切に対応しています。

また、鉄道警察隊では、来訪、電話等による女性からの相談への対応、被害の届出の受理を行うとともに、被害の実態や発生状況に応じ、被害者に同行して通勤電車へ乗車するなど警戒活動を行っています。このほか、痴漢等被害の多発時期や多発日時を踏まえた取締強化月間などを設定し、性犯罪等の防止、被疑者の検挙に努めています。



鉄道警察隊

## ① 性犯罪被害者への対応

### 「過去と向き合えるまで」

「もう忘れないんです。」

被害者から言われたその言葉が、強く印象に残っている。

数年前、泥酔状態の被害者は、見知らぬ男性に乱暴される被害に遭い、真っ暗な道路脇で発見された。その数年後、被疑者を突き止めた。被害者から、再び話を聞かなければならぬ。そこで私が、新たな担当者として、被害者と警察との窓口になることになった。

数年前のことなんて、もう覚えていないだろう、そう思っていた。

初めて彼女と話をしたのは、彼女の自宅だった。男性の上司と二人で出向き、話を聞くことになった。

被害者は、私とあまり年齢が変わらない女性。初めて会う、その女性からは、明るく穏やかな印象を受けた。これまで見てきた、被害直後の女性とは違っていて、この人が本当に被害者なんだろうか、とさえ思えた。

当時独身だった彼女は、結婚していた。

私には、事件前と何ら変わらない生活を取り戻しているように見えた。

ただ、驚いたことに、数年たった今でも、当時の状況をこと細かに、そして淡々と説明することができた。その内容は、当時の聴取内容と本当に大差ない。犯人が分かったことを説明すると、少し動搖していたが、ほつとしているようにも見えた。会話が私生活に及ぶと、「結婚して、名字も住所も変わったから、犯人の知らない自分になった気がして安心して生活できます。」と言って、時折笑顔を見せていた。

ただ、ぽつりと彼女が言い放った

「お酒を飲み過ぎた私が悪いんです。」

という言葉が少し気になった。

二回目は、それから一か月がたったころだった。彼女が近くの警察署まで来てくれて、被害者支援室で、今度は二人きりで話をした。女同士、ゆっくり話をした。家族のこと、仕事のこと、他愛のない話をして、しばらくの間、笑い合った。この間より、少し打ち解けた気がした。

お互いの実家の話になり、私が彼女に「高速道路を使えば、一時間もかからずに帰れますね。」と、問いかけた。

すると、彼女が浮かない顔をする。少し間を置いて、「事件の後、高速道路は一度も運転していません。」と答えた。

私は、はっとした。事件の時、彼女が発見されたのは、高速道路脇の側道だったのだ。真っ暗な道路脇に放置された彼女は、本当に本当に怖くてたまらなかつたのだと思う。

それから彼女は、せきを切ったように話し始めた。

今でも被害に遭った時のことを、突然フラッシュバックのように鮮明に思い出すこと、夢に見てパニックになって目が覚めること、大好きだったお酒も飲まなくなっここと、そして、どうしてよいのか分からず、一人で悩み続けてきたこと。

そして、彼女はこう言った。「当时、警察の方に話を聞かれたとき、酔った理由を何度も聞かれて、それからずっと、お酒を飲んだ私が悪いのだと思っていました。」と。彼女の目に、うっすら涙が浮かんでいるのが分かった。これまでの彼女の心の痛みに初めて気付き、思わず私も涙が出た。ずっと、彼女は自分を責

め続けてきたのだ。

来る日も来る日も、事件のことを忘れようと努力してきたのだという彼女は、数年ぶりに事件の話をしただけで、悪夢を見る回数が増えていると教えてくれた。

「もう忘れないんです。」

そう言った彼女の表情は、今でも忘れない。一番つらい思いをしているのは、紛れもない被害者だ。

月日が流れても、彼女の内で何も終わっていなかった。彼女の内で、その時から時間が止まったままなのだ。きっと、この事件が全て終わるまでは、過去と正面から向き合うことができないのだと思った。

「魂の殺人」とも言われる性犯罪。

被害者の多くが、その体験を誰にも打ち明けられず、心に闇を抱えて生きている。体の傷は治っても、心の傷はいつまでも癒えることはない。

思えば、私が警察官になったころ、被害者の心の声を聞き、親身に寄り添えるような優しい警察官になりたいと思っていた。実際に警察官になり、たくさんの人と接するうちに、自分が経験したことのない体験をしている被害者に対して、私に何ができるのかと自問自答する日々が続いていた。「あなたには私の気持ちなんて分からない。」と言われ、何と声を掛けるべきなのか分からず、黙り込んでしまうこともあった。被害者の話に感情移入してしまって、一緒に泣いてしまうこともあった。被害者一人一人に、それぞれの感情がある。要望や接し方も人それぞれだから、被害者支援は本当に難しい。

でも、少しでも力になりたいという思いだけは人一倍持っているつもりだ。警察官になったときの、「被害者に親身に寄り添いたい」という思いは、ずっと変わらない。

私が彼女のためできることは、できる限り被害者の要望に応えること、被疑者にできるだけの刑罰が下るように捜査を徹底すること、そして、彼女の全てを受け入れること。

彼女だって本当は、思い出すだけで、触れられるだけで嫌な思いをしているはずである。もちろん、私は同じ体験をしたわけではないし、一〇〇パーセント彼女の気持ちを分かることはできないかもしれないけれど、少しでも彼女を救う手助けがしたい。

犯人が逮捕されたと分かったとき、彼女は、「あれから数年間、誰かも分からぬ犯人に怯えて生きてきました。これで私の内で全て終わらせられる気がします。」と言っていた。

でも、これは、彼女がトラウマから解放されるための第一歩だと思う。もしかしたら、彼女は事件後、初めて事件と向き合えたのかも知れない。

私たち警察官は、被害者のために何ができるのか。

警察官の何気ない一言が、被害者を更に苦しめることだってあるし、逆にその一言が被害者を救うことになるかもしれない。

たとえ事件が終わっても、被害者は、一生被害者という重みを背負って生きていく。被害者支援も同じである。被害者と共に同じ重みを背負う、それくらいの覚悟が必要だと思う。

いくら事件が解決しても、彼女が私を頼ってくれる限り、私の被害者支援は続していく。

## ② 被害少年の保護

### ● 被害少年への支援活動

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待などの被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

こうした精神的ダメージにより、問題行動に走るなど、少年の健全な育成を害されるケースが多くあります。

警察では、少年の特性に配意しながら、犯罪などの被害を受けた少年（被害少年）の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

#### 専門職員等による 継続的な支援活動

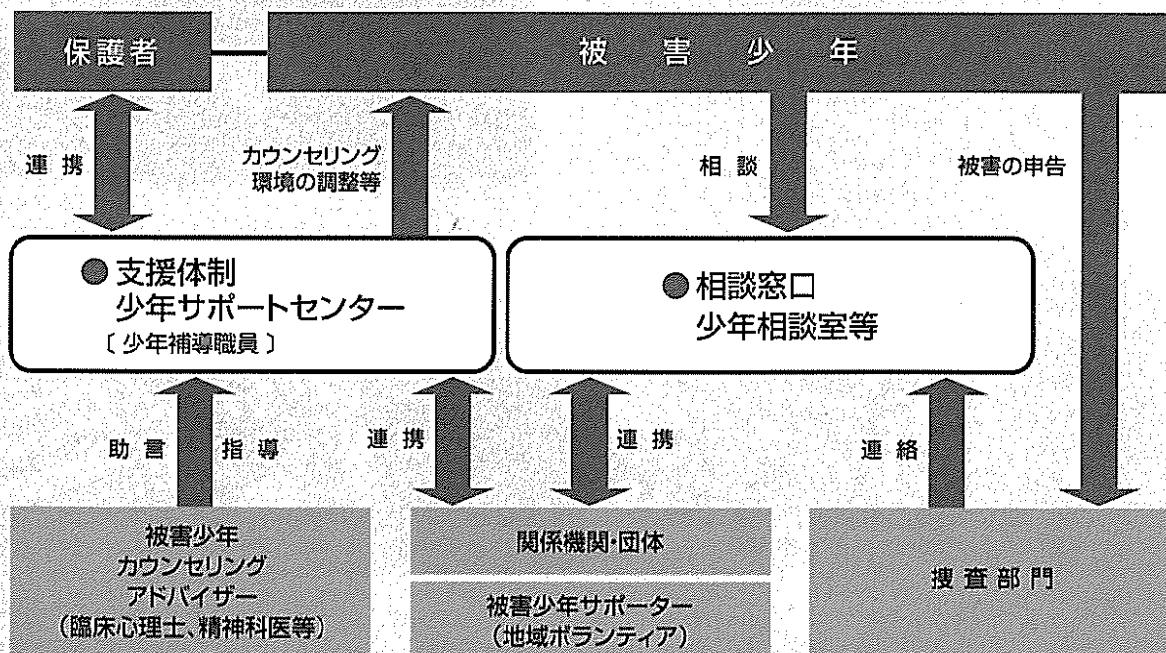
少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度などを総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な助言・指導に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っています。

こうした活動は、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっています。

また、臨床心理士、精神科医師などの部外専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、支援に当たって助言を受けながら活動しています。

さらに、きめ細やかな訪問活動等を行う地域におけるボランティアを「被害少年サポートー」として委嘱し、支援を担当する警察職員と一体となって活動しています。

### ● 被害少年への支援活動



## 4. 各分野における施策

### ② 被害少年の保護

#### 少年相談窓口の充実

被害少年の悩みごと、困りごとの相談に適切に対応するため、各都道府県警察において、少年相談のための専用の窓口を設け、面接相談などを受け付けています。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤング・テレホン・コーナー」などの名称で電話による相談窓口を設けたり、ファックスやメールでの相談の受理などを進めています。

少年又はその保護者等から相談があった場合には、内容に応じ助言その他の援助が行われ、継続的な支援が必要なものについては、支援担当者に引き継がれます。また、他の機関において取り扱うことが適当と認められる場合には、それらの引継先、連絡方法が教示されるなど、引継ぎが確実に行われるようになっています。

面接の場所は、できる限り他人の目に触れず、話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室などで行われます。

相談担当者は、相談者が安心して自ら話せるように配慮し、また、相談者の年齢、性別、性格等に応じ、分かりやすい言葉で指導・助言を行います。

このように、相談や支援の担当者は、被害少年の支援に当たり、その心情に対して十分に配慮するとともに、秘密を保持しますので、安心して相談することができます。

また、児童ポルノ画像を撮られた被害児童からの相談に応じるほか、インターネットに掲載された児童ポルノ画像についてサイト管理者等に削除依頼するなど、児童ポルノ事犯の被害児童に対する相談・支援活動も推進しています。

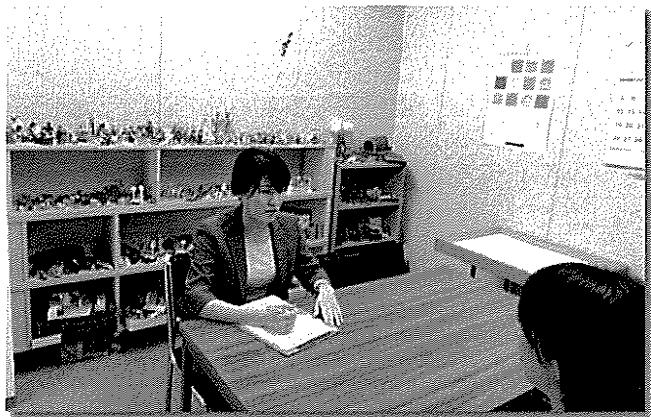
#### 少年サポートセンター

被害少年の支援は、それぞれのケースについて息の長い取組が必要です。

そこで、警察では、少年補導職員を中核とする少年問題の専門組織である「少年サポートセンター」をすべての都道府県警察に設置して、よりよい支援活動を実施するための組織的な取組に努めています。

少年サポートセンターを設けるに当たっては、少年や保護者等に心理的圧迫を与えないよう、警察以外の場所への設置を進めており、警察施設に設置する場合でも専用の出入り口や専用の相談室を設けるなどの配慮を行っています。

少年サポートセンターは、都道府県警察本部所在地及び主要な都市を中心に設置され、被害少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、さまざまな角度から被害少年の立ち直りのための支援を行うため、学校や児童相談所などの関係機関やボランティアとのネットワークづくりにも取り組んでいます。



被害少年からの相談



## ● 児童虐待への対応

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、警察では、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童相談所などの関係機関と連携し、児童の安全確認と安全確保を最優先にした対応を行っています。

### 早期発見と通告

早期発見の徹底を期するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所などに通告しています。

### 児童の安全の確認及び安全の確保

児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童の安全を直接確認し、児童相談所に立入調査や一時保護の対応を働き掛けたり、適切に事件化措置を講ずるなど、被害児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応に努めています。

### 援助要請への対応

児童相談所長等から警察署長への援助が要請された場合は、対応の方法、役割分担などを協議し、事案に即した適切な援助を実施しています。

### 児童の支援

児童相談所などの関係機関との適切な連携と役割分担の下で、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する助言・指導などを実施しています。

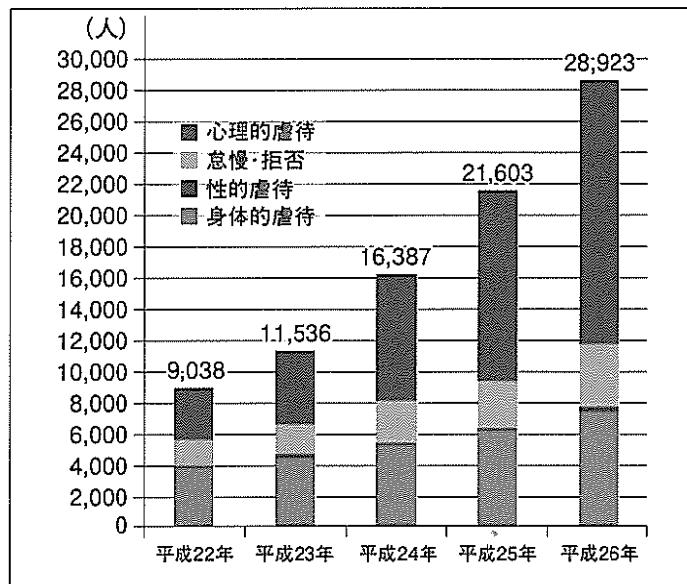
### 適切な事件化

事件として取り扱うべき事案については適切に事件化しています。

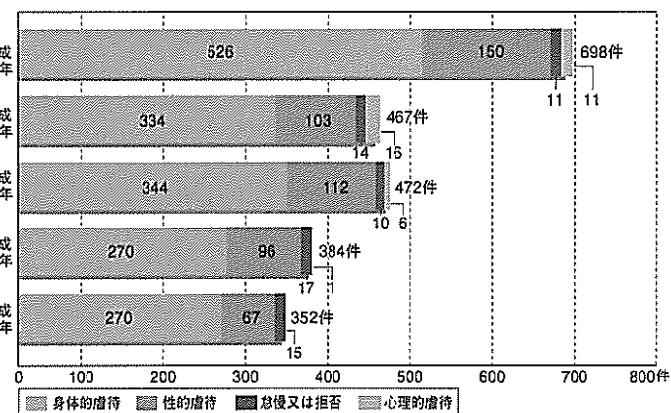
### 関係機関との連携強化

児童相談所長をはじめ、保健医療機関、学校、民間被患者支援団体などの関係機関・団体との実質的かつ効果的な連携をより一層強化しています。

## ● 警察から児童相談所に通告した児童数の推移

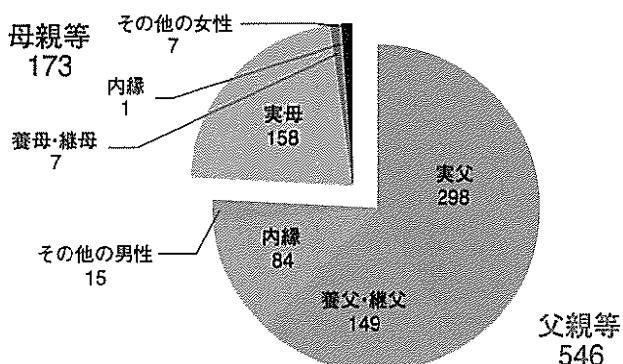


## ● 児童虐待事件の検挙件数



注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

## ● 加害者と被害者の関係(平成26年)



注：「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人、知人等で保護者と認められる者。

### ③ 暴力団犯罪の被害者への対応

#### 被害者支援の現状

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかとの不安を抱いている場合が少なくありません。

そこで、警察では、こうした被害者の安全を確保しつつ、積極的な被害の申告を促すため、専用電話を開設するなどして暴力団関係相談の受理体制を整備し、相談者の不安感が取り除かれるよう助言を行うとともに、事件検挙、暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出、警告等の措置を講じているほか、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）や各弁護士会民事介入暴力対策委員会などとも連携しつつ、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう努めています。

また、暴力団犯罪の被害者からの申出に基づいて、

**暴力団員への連絡や連絡先の教示**

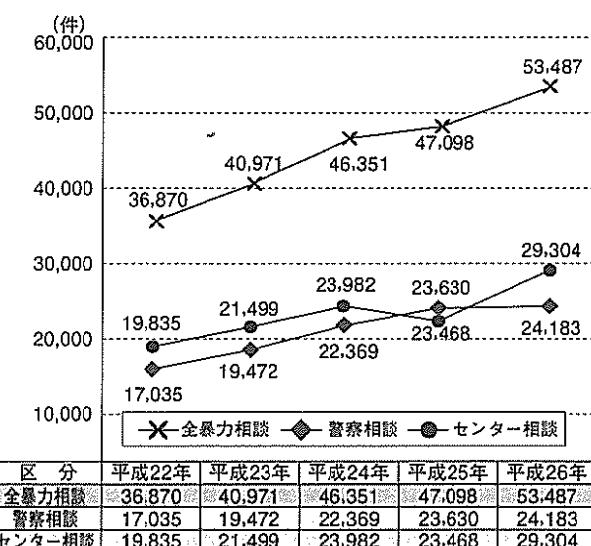
**被害回復交渉についての助言**

**被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用**

などの援助を行うことにより、暴力団犯罪による被害の回復を図っています。

平成23年12月、「保護対策実施要綱」を新たに制定し、暴力団犯罪の被害者や参考人、暴力団等との関係の遮断を図る企業関係者等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定して保護対策を強化したほか、パトロールを徹底するなどして、危害を未然に防止するよう努めています。

#### ● 暴力団関係相談件数の推移



#### 損害賠償請求制度について ～被害者側の立証負担の軽減

平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行ふに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負う事が規定されました。

この規定により、例えば、

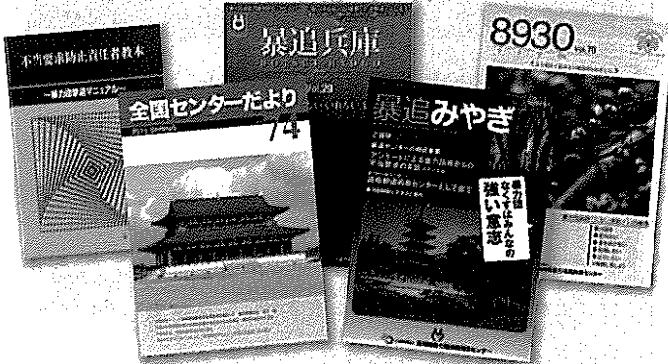
- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

#### 都道府県センターとの連携

都道府県センターでは、警察その他の関係機関などとの連携の下、暴力追放相談委員として委嘱された弁護士、少年指導委員、保護司、元警察職員等がそれぞれの専門的知識、経験を生かして暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるとともに、暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、暴力団員を相手取った民事訴訟の費用の貸付けなどの事業を行っています。

都道府県センターや警察署では、「民暴相談のしおり」を配布し、その事業内容などを紹介しています。



各種パンフレット等

## ④ 交通事故被害者への対応

### 交通事故被害者の現状

平成26年中の全国の交通事故発生件数（人身事故に限る。）は、57万3,842件で、交通事故による死傷者数は、71万5,487人でした。

交通事故被害者（ご遺族を含む。）は、多大な身体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われていることから、このような交通事故被害者を支援するため、各種の施策を推進しています。

### 交通事故被害者からの相談への対応

各都道府県警察本部及び警察署において、交通事故被害者からの相談に応じて、

保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明

被害者援助、救済制度の概要の説明

各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介

示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般的事項の説明

などを行っています。

### 交通事故被害者への情報提供

「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として、事件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況及び処分状況などについて連絡を行っています。

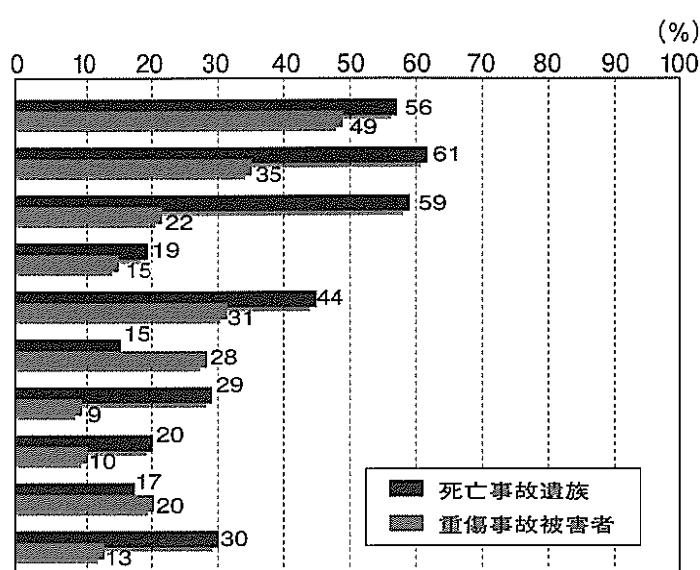
また、被害者の方から事故の概要などについて説明を求められた場合には、「被害者連絡制度」対象事件以外の交通事故であっても、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するよう努めています。

さらに、交通事故被害者から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故のご遺族、重度後遺障害を受けた方及びその直近のご家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っています。

### ● 交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子

交通事故被害実態調査研究委員会 報告書（平成11年6月）より

- 突然に事故のときの光景がよみがえる
- 事故のことについて考え込んでしまう
- 事故について思い出させるものにふれるとすごくつらい
- 事故に関わる事は考えないようにしている
- 事故を思い出させるようなものや場所を避けてしまう
- 事故直後の様子をよく覚えていない
- 外出したくない、誰にも会いたくない
- 将来のことが考えられない、期待できない
- イライラし、怒りっぽい
- 落ち着かず、なにかに集中することができない



平成7年、8年に発生した死亡事故の遺族約500人、重傷事故の被害者約650人についてアンケート調査を行ったもの

#### ④ 交通事故被害者への対応

### 都道府県交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センター（都道府県交通安全協会内）で交通事故相談業務を実施しており、交通事故被害者等からの交通事故相談に応じています。

交通事故被害者は、交通事故により、身体的、経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、被害者に対する支援として、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談などの経済的被害の回復に関するだけでなく、カウンセリングなどの精神的被害の回復に関する内容とする交通事故相談を実施する必要があります。そこで、都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応じるだけでなく、交通事故による精神的被害の回復に関する相談にも、交通事故被害者からの相談に応じ、適切な助言をしています。

平成26年度の全国の都道府県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談の実施状況をみると、事故搜査に関する相談を中心として、1万2,287回の相談に応じています。

なお、全国の相談員の総数は、平成26年度末で201人となっています。

### 交通事故事件捜査における 二次的被害の防止

#### 被害者の心情に配意した 適切な対応

捜査過程における被害者に対する二次的被害を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施に当たっては、被害者の心情に配意した適切な対応に努めています。

また、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された被害者連絡調整官等が、交通事故被害者の心情に配意した適切な対応が行われるよう、各警察署において実施される被害者連絡について指導を行うとともに、交通捜査員に対して適切な被害者連絡に資する教育等を実施しています。

### 事故原因の徹底究明に向けた 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

交通事故被害者の心情に配意しつつ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を一層推進するため、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査を行うとともに、綿密な実況見分や鑑識活動を行うなど、交通事故事件捜査の強化に努めています。

被害者の「真実を知りたい」という強い要望に応えるためにも交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、交通事故自動記録装置、防犯カメラ、ドライブレコーダ等客観的な証拠資料の収集に資する各種機器の整備、捜査への活用を進めるなど、科学的な捜査を推進して、事故原因の徹底究明を図っています。

†

#### 被害者から事情聴取を行った場合の配意

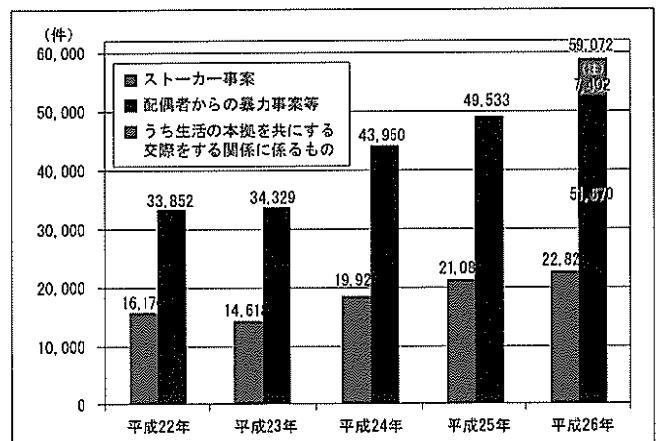
被害者から事故の事情聴取を行う場合には、その言い分を十分に聴取するとともに、遺族調書等を作成する場合においても、その意向に十分配意して、適切な時期に作成するなど、その心情に配意した捜査活動に努めています。

## ⑤ 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件であって、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案をいいます。

この種事案は、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等のように、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙される危険性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものです。

### ●ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等認知件数の推移



### ●ストーカー事案への対応状況の推移

区分	年次	22	23	24	25	26
検挙件数	—	—	1,773	1,889	2,473	—
刑法等検挙	877	786	1,504	1,574	1,917	—
ストーカー規制法違反検挙	229	205	351	402	613	—
ストーカー行為罪	220	197	340	392	598	—
禁止命令等違反	9	8	11	10	15	—
ストーカー規制法に基づく対応	警告	1,344	1,288	2,284	2,452	3,171
禁止命令等	41	55	69	103	149	—
警察本部長等の援助	2,470	2,771	4,485	6,770	7,649	—
その他の対応	行為者への指導警告	5,887	5,409	7,410	9,199	9,426
被害者への防犯指導	12,951	12,429	16,453	19,005	19,680	—

### ●配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（注）

区分	年次	22	23	24	25	26
検挙件数	—	—	4,207	4,405	6,992	—
刑法等検挙	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875	—
保護命令違反検挙	86	72	121	110	120	—
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求	2,774	2,460	2,985	2,788	2,967
裁判所からの保護命令通知	2,428	2,144	2,572	2,379	2,576	—
警察本部長等の援助	9,748	10,290	13,059	16,875	20,741	—
その他の対応	加害者への指導警告	8,481	9,331	14,963	17,129	25,598
防犯指導・防犯機器貸出し	25,726	28,267	37,088	40,192	52,556	—

(注)平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

このため、警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報

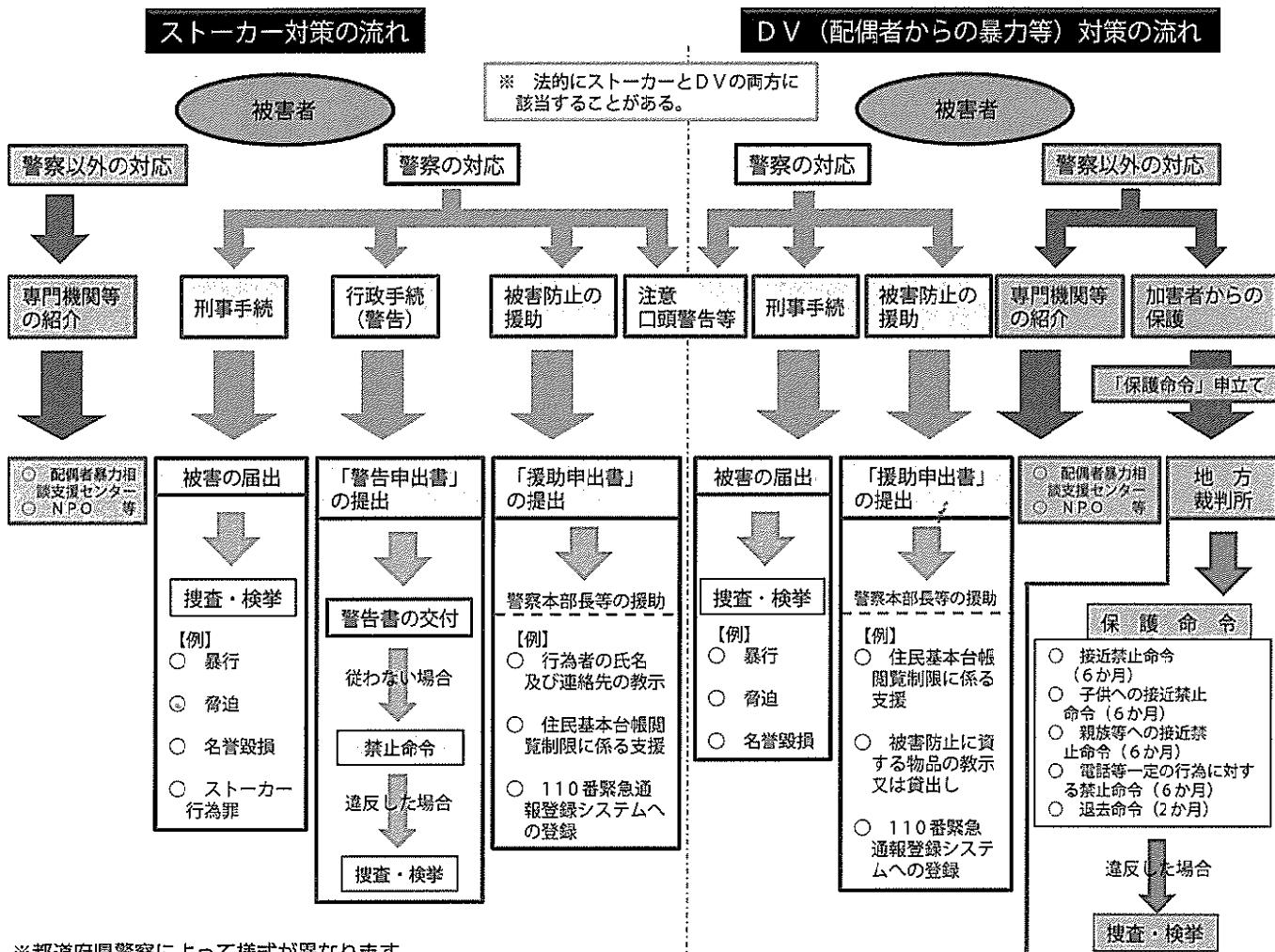
登録システムへの登録、ビデオカメラの設置等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進しています。さらに、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、「被害者の意思決定支援手続」及び「危険性判断チェック票」を導入しています。

## 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのも

のです。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共に認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っています。

### ●ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



## 危険性判断チェック票

危険性判断チェック票は、外部の司法精神医学に関する有識者の科学的・専門的知見を得て作成されたものであり、被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてチェック票に従って聴取し、その回答結果から事案の危険性等の判定を行うものです。警察は、この判定結果を事案の危険性等を判断するための資料として活用するとともに、事案の危険性等について被害者に説明します。

## 関係機関・団体との連携

被害者等の安全確保を図るために、加害者に対しては検挙措置等を執るとともに、被害者等に対しては安全な場所へ速やかに避難させるなどの保護措置の徹底が不可欠です。このため、警察では、被害者等の一時保護等を行う婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携を図っています。

# 5. 関係機関・団体などとの連携

## 公益財団法人犯罪被害救援基金

公益財団法人犯罪被害救援基金は、昭和56年5月に広く国民から募った淨財を基に設立されました。

主な事業として、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与を行っているほか、生活相談、民間被害者支援団体に対する様々な協力も行っており、我が国の犯罪被害者支援の充実に寄与しています。

### ● 公益財団法人犯罪被害救援基金のHP

<http://kyuenkikin.or.jp/>

## 各都道府県の民間被害者支援団体

(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

全国被害者支援ネットワークには、平成27年10月現在で、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた47の民間被害者支援団体(平成27年6月に全都道府県に設立)と、その指定を目指す1の民間被害者支援団体が加盟しています。また、これらの団体のうち、寄付金控除等の対象となる公益社団法人に38団体、認定特定非営利活動法人に7団体が認定されています。

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

### 被害者支援に関する広報・啓発活動

電話相談、面接相談

病院や裁判所などへの付添い

被害者・遺族の自助グループ支援

ボランティア相談員の養成・研修

などの活動を行い、被害者の精神的被害の回復など被害の早期軽減に大きな役割を果たしています。

## 全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、8県に設置された民間被害者支援団体により、平成10年5月に設立されました。その後、全国被害者支援ネットワークの加盟団体は年々増加し、平成21年7月には47都道府県すべてに設置された民間被害者支援団体が加盟することとなりました。

全国被害者支援ネットワークでは、

全国犯罪被害者支援フォーラムの開催など情報交換に関する事業

全国研修会など教育・訓練に関する事業

犯罪被害者支援に関する調査・研究事業

広報・啓発に関する事業

などを行っています。

特に、広報・啓発に関する事業として、全国被害者支援ネットワークの活動の契機となった、平成3年の「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」が開催された日(10月3日)を「犯罪被害者支援の日」と定め、各種キャンペーンを行っています。

### ● 全国被害者支援ネットワークのHP

<http://www.nnvs.org/>

## 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として

犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動

犯罪被害等に関する相談への対応

犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助

物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

を行っています。

犯罪被害等を受けた直後の被害者やご遺族は、混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合があります。こうしたことから、犯罪被害者等早期援助団体では、被害者やご遺族の同意を得た警察本部長等から、犯罪被害の概要などに関する情報の提供を受け、被害者やご遺族に積極的にアプローチし、必要とされる援助を行っています。

### 警察と関係機関・団体などのネットワークの構築

犯罪被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたっています。したがって、警察においてそのすべてに対応することはできず、総合的な犯罪被害者支援を行うためには、司法、行政、医療、報道機関等の犯罪被害者支援に関する機関・団体などが相互に連携していくことが必要です。

こうした考え方に基づき、警察のほか、関係機関・団体、県などで構成する「被害者支援連絡協議会」が全都道府県に設立されています。この連絡協議会の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を推進しています。

さらに、個々の事案において、犯罪被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築しています。

### 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成への取組

犯罪被害者が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

地域社会において、犯罪被害者が受けた痛み、命の大さ、支援の必要性などに理解が深まれば、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと期待されています。

警察では、民間被害者支援団体などの関係機関・団体と連携しながら、中学生・高校生を対象とした「命の大さを学ぶ教室」を開催するなど、あらゆる機会を利用して犯罪被害の実態や犯罪被害者支援の重要性などに関する広報啓発活動を行っています。



命の大さを学ぶ教室

### 犯罪被害者支援の その他の中組

警察以外においても、検察庁のほか、裁判所、都道府県、市町村などで様々な犯罪被害者支援のための取組が行われています。

その他、日本司法支援センター（法テラス）では、犯罪被害者支援業務に精通した弁護士の紹介などを行ったり、弁護士会では、犯罪被害者に対する無料法律相談を実施しています。

#### ● 内閣府（犯罪被害者等施策推進室）HP

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>

内閣府のホームページ（犯罪被害者等施策）のコーナーでは、犯罪被害者等基本計画全文、これまでの有識者や関係省庁等で行われた検討状況について紹介されています。

#### ● 法務省のHP

[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)

法務省のホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、被害者等通知制度を始めとした被害者保護と支援のための制度について紹介されています。

#### ● 検察庁「犯罪被害者の方々へ」HP

<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>

#### ● 裁判所「犯罪によって被害を受けた方へ」HP

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_if/higaiouketakatae-leaflet261021.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_if/higaiouketakatae-leaflet261021.pdf)

#### ● 法テラス（日本司法支援センター）HP

<http://www.houterasu.or.jp/>



命の大さを学ぶメッセージ展

●全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧表

都道府県	No.	法人	名称	相談電話	相談受付日時	設立年月	早期援助団体 指定年月
北海道	1	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金 10時～16時	H9.5	H19.3
	2	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	0166-24-1900	月、火、木、金 10時～15時	H21.3	—
青森	3	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月、火、木、金 10時～17時 水 10時～20時30分	H19.9	H22.2
岩手	4	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金 10時30分～17時	H13.10	H22.6
宮城	5	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 10時～16時	H12.4	H16.4
秋田	6	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金 10時～16時	H13.4	H17.4
山形	7	公	やまがた被害者支援センター ・山形窓口 ・庄内出張相談所	023-642-7830 0234-43-0783	月～金 10時～16時 水 10時～16時	H16.5	H19.11
福島	8	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金 10時～16時	H19.7	H21.3
東京	9	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月、木、金 9時30分～17時30分 火、水 9時30分～19時	H12.4	H14.5
茨城	10	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金 10時～16時	H7.7	H14.12
栃木	11	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金 10時～16時	H17.3	H21.7
群馬	12	公	被害者支援センターすてっぷぐんま	027-253-9991	月～金 10時～16時	H10.7	H24.6
埼玉	13	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金 8時30分～17時	H14.2	H17.4
千葉	14	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金 10時～16時	H16.2	H20.4
神奈川	15	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727 045-328-3725	月～土 10時～16時 月～金 10時～16時	H13.5	H20.3
新潟	16	公	・新潟窓口 にいがた被害者支援センター ・長岡窓口 ・上越窓口	025-281-7870 0258-32-7016 025-522-3133	月～金 10時～16時	H18.2	H23.3
山梨	17	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金 10時～16時	H18.10	H24.11
長野	18	N	・長野相談室 長野犯罪被害者支援センター ・中信相談室 ・南信相談室	026-233-7830 0263-73-0783 0265-76-7830	月～金 10時～16時	H11.5	H24.5
静岡	19	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金 10時～16時	H10.5	H19.9
富山	20	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金 10時～16時	H18.9	H22.6
石川	21	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土 13時30分～16時30分	H9.3	H23.3
福井	22	公	福井被害者支援センター	0776-88-0800 0120-783-892	月～土 10時～16時	H13.11	H21.9
岐阜	23	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金 10時～16時	H16.6	H22.11
愛知	24	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金 10時～16時	H10.2	H16.3
三重	25	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金 10時～16時	H17.10	H19.4
滋賀	26	N	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103	月～金 10時～16時	H12.6	H21.7
京都	27	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830	月～金 13時～18時	H10.5	H15.10
大阪	28	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金 10時～16時	H8.4	H20.9
兵庫	29	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火、水、金、土 10時～16時	H14.1	H26.4
奈良	30	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783	月～金 10時～16時	H13.9	H21.10
和歌山	31	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～金 10時～16時 土 13時～16時	H9.5	H23.2
鳥取	32	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金 10時～16時	H20.10	H23.3
島根	33	一	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金 10時～16時	H13.10	H26.3
岡山	34	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土 10時～16時	H15.11	H23.3
広島	35	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月、水、木、土、第1,第3日曜日 10時～16時	H16.2	H19.12
山口	36	一	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金 10時～16時	H12.10	H26.10
徳島	37	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月、水～土 9時～16時	H21.4	H27.6
香川	38	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金 10時～16時	H15.4	H26.4
愛媛	39	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土 10時～16時	H13.3	H26.9
高知	40	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金 10時～16時	H19.3	H24.8
福岡	41	公	福岡犯罪被害者支援センター ・福岡窓口 ・北九州窓口	092-735-3156 093-582-2796	月～金 10時～16時	H12.4	H24.6
佐賀	42	N	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	0952-33-2110	月～金 10時～17時	H12.4	H24.11
長崎	43	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金 10時～16時	H15.3	H24.11
熊本	44	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金 10時～16時	H15.3	H17.4
大分	45	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金 10時～16時	H15.7	H21.3
宮崎	46	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金 10時～16時	H16.2	H17.11
鹿児島	47	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土 10時～16時	H17.3	H19.7
沖縄	48	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金 10時～16時	H14.4	H19.12

※「法人」欄 ～公：公益社団法人、～N：特定非営利活動法人、～：一般社団法人

# 6. 被害相談電話一覧表

警察では、性犯罪、少年、悪質商法、暴力団、交通事故などに関する相談について、

全国統一の相談専用電話「#(シャープ)9110番」

により受け付けています。

そのほか、表のとおり、警察本部において個別の相談電話を設けているほか、暴力団、交通事故に関する相談については、それぞれ暴力追放運動推進センター、交通安全活動推進センターにおいても受付ています。

なお、これ以外にも警察署などに相談電話を設けているところもあります。

被害者との悩み		性犯罪	痴漢	少年	悪質商法	暴力団	交通事故	その他
北海道		0120-756310 011-242-0310 0120-677110		0120-677110		011-222-0200  011-233-2543	011-204-5220  011-233-2543	011-241-9110 (警察相談電話)
青森		0120-897834 <b>017-777-8349</b> (あおもり被害者支援センター 性暴力被害専用相談電話)		0120-587867		017-723-8930	017-782-5012	017-735-9110 (警察安全相談) 017-734-9235 (県交通事故相談所)
岩手		0120-797874		019-651-7867 0197-65-2400		019-653-0110 0120-244893	019-652-4597	
宮城		022-221-7198 0120-556-460 (性暴力被害相談支援 センター宮城)	022-266-9669 (鉄道関係)	022-221-7867 022-222-4970	022-261-1110	022-222-8930 0120-818930		022-211-2432 (県交通事故相談室) 022-266-9110 (警察相談専用電話)
秋田		0120-028110		018-824-1212 018-831-3421	018-823-0110	018-862-0110 0120-893184	018-864-9110	018-836-7804 (県生活センター)
山形		023-615-7130		023-642-1777	023-642-4477	023-622-4525 0120-893040	023-655-6360	023-642-9110 (警察安全相談)
福島		0120-503732 024-533-3940 (性暴力等被害救援協力機 関 (SACRA ふくしま))	024-932-1640	0120-795110 024-526-1189		024-533-8930 0120-718930	024-591-5038	
警視庁	03-3597-7830	03-3597-7830 (心の悩み)	03-3581-4321 (内 7450-3581)	03-3580-4970	03-3581-4321 (内 33633)	03-3580-2222 03-3291-8930 0120-893240	03-3593-0941 03-3592-1234	
茨城		029-301-0278	029-221-2714	029-231-0900 (少年サポートセンター水戸) 029-847-0919 (少年サポートセンターつくば)	029-301-7379	029-228-0893	029-247-3566	
栃木		028-625-2070		0120-874152	028-624-1110	028-622-2424 028-627-2600	028-622-8483	
群馬	027-221-7777	027-224-4356 (女性相談者専用電話) <b>027-329-6125</b> (群馬県性暴力サポートセ ンター (Save ぐんま))		027-221-1616		027-223-9386 027-254-1100		027-224-8080 (警察安全相談) 027-243-2511 (県交通事故相談所)
埼玉	0120-381858	0120-381858	048-641-0599 (鉄道関係)	048-865-4152 (保護者) 048-861-1152 (少年)		048-834-2140	048-824-3050	048-822-9110 (けいさつ総合相談センター)
千葉		043-223-0110	0120-048224	0120-783497		043-254-8930	043-271-8481	
神奈川		045-681-0110	045-461-0110	0120-457867 045-641-0045	045-651-1194	0120-797049 045-201-8930	045-211-2574	045-311-4727 (かながわ犯罪被害者サ ポートステーション)
新潟		025-281-7890		025-285-4970 0258-36-4970 025-526-4970		025-281-8930	025-285-3755	025-280-5750 (県交通事故相談所)
山梨		055-224-5110	055-235-5396 (鉄道関係)	055-235-4444		055-227-5420	055-233-0374 055-280-5550	055-233-9110 (警察総合相談室)
長野	026-234-8110	026-234-8110	026-226-4358 0263-32-2898 (鉄道関係)	026-232-4970		026-235-1224 026-235-2140	026-292-9750	
静岡		0120-783870	054-255-3197 053-452-0318 055-962-1345	0120-783410		0120-548930 0120-508930	054-251-4765	054-254-9110 (県警ふれあい相談室)
富山		0120-728730	076-432-6710	0120-873415		076-444-1166 076-431-8930	076-444-4400	076-442-0110 (警察相談電話) 0120-13-1104 (ストーカー)
石川		076-225-0281		0120-497556 076-225-0330		076-247-8930 076-266-1100	076-238-0496	076-225-0555 (外国人専用)
福井		0120-292170 0776-29-2110		0120-783214 0776-24-4970	0776-24-4194	0776-22-2880 0120-214893	0776-22-0465	

	被害者の心の悩み	性犯罪	痴漢	少年	悪質商法	暴力団	交通事故	その他
岐阜県	0120-870783	0120-870783		0120-783800 0120-783802	058-272-9110	058-274-7444 0800-200-8930	058-272-9110 058-271-5278	0120-794310 (ストーカー)
愛知県	052-954-8897	0120-677830 0570-064-810 (ワンストップ支援センター)	052-561-0184 (鉄道関係)	0120-786770 052-951-7867		052-951-7700 052-883-3110	052-981-7587	052-961-0888 (ストーカー)
三重県		059-224-9110 059-253-4115 (みえ性暴力被害者支援センター・よりこ)		0120-417867		059-228-8704 0120-318930	059-223-1331 059-223-1333	
滋賀県	077-521-8341	077-521-8341		077-521-5735 0749-52-0114		077-527-2140 077-525-8930	077-585-2750	
京都府		075-411-0110	075-682-0913 (鉄道関係)	075-551-7500	075-451-9449	075-451-6888 075-451-8930	075-411-0056 075-411-0057	075-414-0110 (警察総合相談室)
大阪府		06-6941-0110	06-6885-1234 (鉄道関係)	06-6944-7867	06-6941-4592	06-6941-1166 06-6946-8930	06-6941-6983	06-6937-2110 (ストーカー)
兵庫県	0120-338274	078-351-0110	078-382-0530 078-222-1100 079-224-0110	0120-786109	078-371-9110	0120-208930 078-362-8930	078-371-2262	078-371-7830 (ストーカー)
奈良県		0742-24-4110		0742-22-0110 0744-34-0110	0742-24-9441	0742-25-0110 0742-24-8374	0744-23-4400	0742-23-1108 (総合相談電話)
和歌山县		073-432-0110		073-425-7867	073-423-4194	073-423-8704 073-422-8930	073-473-0110 073-473-3249	073-432-0110 (警察安全相談)
鳥取県		0857-22-7110		0857-29-0808		0857-27-9110 0120-198930	0857-24-2110	0857-27-9110 (警察総合相談室)
島根県		0120-110267		0120-786719	0852-27-4649	0852-21-9302 0852-21-8938	0852-36-6338	0852-31-9110 (警察相談専用電話) 0852-24-9110 (ストーカー)
岡山県		0120-001797		086-231-3741	086-231-9449	086-233-8930 086-233-2140 086-434-2140 0868-22-2140	086-224-3003	086-233-8349 (犯罪被害相談電話)
広島県		082-222-1989	082-263-0300 (鉄道関係)	082-228-3993	082-221-4194	082-228-8000 082-228-5050	082-941-7700	082-228-9110 (警察安全相談)
山口県		0120-378387 083-932-7830	083-973-7970 (鉄道関係)	0120-495150 083-925-5150		083-923-8930 083-223-8930	083-973-2316	083-923-9110 (総合相談電話)
徳島県	088-656-8080	088-656-8080		088-625-8900 088-623-7324		088-626-0110 0120-893171	088-624-7111	088-653-9110 (警察安全相談) 088-623-6110 (子ども・女性を守る 通報ダイヤル)
香川県		087-831-9110		087-837-4970 0877-33-3015		087-831-8930 087-837-8889	087-832-3137 087-806-0230	087-831-0110 (警察相談専用電話)
愛媛県	089-931-9110	089-931-9110		089-931-9110	089-931-9110	089-931-9110 0120-893024 089-932-8930	089-931-9110 089-979-2101	089-931-9110 (警察総合相談)
高知県	088-871-3110	088-873-0110		088-822-0809		088-822-8930 088-871-0002	088-822-5877	088-823-9110 (警察総合相談)
福岡県	092-632-7830	092-632-7830	092-473-4811 (鉄道関係)	092-588-7830 092-841-7830 093-881-7830 0942-30-7867 0948-21-3751		092-622-0704 092-651-8938	092-641-8880	092-641-9110 (警察安全相談)
佐賀県		0952-28-4187		0120-297867		0952-24-0110 0952-23-9110	0952-26-9837	0952-26-9110 (警察相談室)
長崎県		0120-110874	095-829-0114 (鉄道関係)	0120-786714	0120-110874	0120-110874	095-824-1111	095-823-9110 (警察安全相談)
熊本県		0120-834381 096-384-1254	096-352-4887 (鉄道関係)	0120-024976 096-384-4976	096-385-1110	096-384-0110 096-382-0333	096-333-2295 (県交通事故相談所)	096-383-9110 (警察安全相談)
大分県	097-534-9110	097-534-9110		097-532-3741	097-534-5110	097-537-3110 097-538-4704	097-506-2166	097-537-4107 (生活安全関係)
宮崎県		0985-31-8740		0985-23-7867	0985-22-8080	0985-27-7110 0120-184993	0985-35-6231	0985-26-9110 (警察安全相談)
鹿児島県		099-206-7867		099-252-7867	099-258-7940	099-255-0110 0120-491581	099-269-4493	099-254-9110 (総合相談電話)
沖縄県		098-868-0110		0120-276556 098-862-0111	098-861-9110	098-862-0007 098-868-0893	098-851-7900	098-863-9110 (警察安全相談)

斜字体は暴力追放  
運動推進センター斜字体は交通安全  
活動推進センター

# 警 察 庁

警察庁 犯罪被害者支援室のホームページ  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>